

能代市北地域包括支援センター運営規程

（目的）

第1条 この規程は、能代市から業務委託された、社会福祉法人しらかみ長寿会が設置する「能代市北地域包括支援センター」（以下「センター」という。）において、指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）を実施し、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援を提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

（運営方針）

第2条 事業の提供にあたり、センターの運営方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように努めるものとする。
- （2） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう努めるものとする。
- （3） 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、常に公正中立に努めるものとする。
- （4） 事業の運営にあたっては、地域とのむすびつきを大切にし、能代市及び地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- （5） センターは、感染症の予防及びまん延の防止の指針を定め、必要な措置を講じ、利用者と家族及び職員の安全を確保するための対策を実施する。
- （6） センターは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の理念に基づき、高齢者虐待の防止の指針を定め、すべての職員が高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努める。
- （7） センターは、感染症や自然災害発生後に迅速に業務の再開及び継続させることを目的に業務継続計画を策定し、平常時の備えと発災後の対応について、研修並びに訓練を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 能代市北地域包括支援センター
- （2） 所在地 秋田県能代市向能代字上野越1番地3に置く。

（事業の実施主体）

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人しらかみ長寿会とする。

（職員の職種、職員数及び職務内容）

第5条 センターの職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名

(2) 担当職員 3名

ア 管理者は、常勤の職員で主任介護支援専門員とし、事業所の職員の管理、介護予防支援の利用申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行うものとする。

イ 管理者は、専らその職務に従事しなければならない。ただし、センターの管理に支障がない場合は、他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

ウ 保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員又は介護支援専門員、担当職員は、要支援者からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス・支援計画表の作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のケアマネジメント業務に従事するものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 センターの営業日は、月曜日から土曜日とする。ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日を除く。

2 センターの営業時間は、8時30分から17時30分までとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

(事業内容)

第7条 センターは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）115条の4第1項から3項までに掲げる包括的支援事業、法第8条の2第16項に定める介護予防支援事業、能代市独自事業その他厚生労働省令で定める以下の事業等を行う。

(1) 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業。（介護予防事業に関するケアマネジメント業務）

(2) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供関係機関との連絡調整その他、被保険者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行う事業。（介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合相談支援業務）

(3) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業。（権利擁護事業）

(4) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による、被保険者の居宅サービス計画状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取り組みを通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業。（支援困難ケースへの対応など、ケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務）

(5) 指定介護予防支援事業所を設置し、指定介護予防支援事業、介護予防給付に関するケアマネジメント業務を実施する。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第8条 介護予防支援の提供方法及び内容は、以下の通りとする。

- (1) 能代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年能代市条例第25号）第33条の規定に基づくものとする。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行う。
- (3) 利用者の希望及び利用者のアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有すると共に介護予防サービス計画の原案の内容について担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (5) 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 提供開始月。

ロ 少なくとも提供開始月の翌月から起算して3か月に1回は利用者に面接する。

ハ サービスの評価期間が終了する月。

ニ 利用者の状況に著しい変化があったとき。

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

ホ モニタリングの結果を月に1回記録する。

(利用料)

第9条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しないものとする。

(事業実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、能代市の向能代地区、常盤地区とする。

(事業の委託)

第11条 センターは、指定介護予防支援を行うにあたって、ケアプランの作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託することができるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をする。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施をする。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため、担当者を設置する。
- (身体拘束等の原則禁止)

第13条 センターは、ケアマネジメントにおいて利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）は行わない。ケアマネジメント支援の中でやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、対応サービス事業所等必要な事項を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 センターは、感染症や非常災害の発生において、ご利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する事項)

第15条 センターは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策)

第16条 センターは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第17条 事業に従事する担当職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密保持を厳守し、また、事業に従事しないこととなった後も同様とする。

2 センターは、サービス担当者会議において利用者等の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(資質の向上)

第18条 センターは、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 行政の定める研修 適宜

(3) 外部研修 随時

(4) 虐待防止研修 年1回以上

(5) 業務継続計画研修 年1回以上

(6) 感染症予防研修 年1回以上

(苦情受付と処理)

第19条 センターは、提供した指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 管理者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(提示)

第21条 センターはこの規程の概要、職員の勤務体制及びサービスの選択に必要な重要事項を事務所に備え付けるほか、ホームページを利用して閲覧に供する。

(利益享受の禁止等)

第22条 職員は、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者の利用の強要、当該事業者からその代償としての金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(その他運営についての留意事項)

第23条 センターは設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、指定介護予防支援の提供に関する記録整備を完結の日から2年間保存しなければならない。

2 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護事業所に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、社会福祉法人しらかみ長寿会と事業所の管理者及び能代市と協議のうえ定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。